各務原市自治会活動デジタル化支援補助金交付要綱

（令和８年２月１９日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、自治会活動のデジタル化を推進し、自治会役員等の事務の負担軽減及び地域活動の活性化を図るため、予算の範囲内において各務原市自治会活動デジタル化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「電子回覧板アプリ」とは、自治会及び区域自治会連合会（複数の自治会により構成される地域団体をいう。）（以下「自治会等」という。）が当該自治会等の構成員に対して行う情報の提供及び意見聴取、当該構成員間で行う情報等の交換等、自治会等が行う活動を支援するための機能を有し、スマートフォン等で使用可能な有料のアプリケーションをいう。

（補助事業者）

第３条　補助事業者は、各務原市自治会連合会とする。

（補助事業）

第４条　補助事業は、各務原市自治会連合会が、電子回覧板アプリを導入する自治会等を支援する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する事業が他の補助金、助成金等の交付を受けるものである場合は、当該事業は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自治会等が電子回覧板アプリを導入する際の初期費用（初期設定に係る費用を含む。）のうち、各務原市自治会連合会が負担する費用とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、自治会等における電子回覧板アプリの導入１件につき６万６，０００円を限度とする。

２　補助金の交付は、同一の自治会等に係る補助事業につき、１回限りとする。

（補助金の交付申請等）

第７条　各務原市自治会連合会長は、補助事業に係る自治会等の長から、次に掲げる

書類を添えた各務原市自治会活動デジタル化支援補助金申請に伴う自治会電子回覧板アプリ導入計画書（様式第１号）を徴さなければならない。

（１）導入する電子回覧板アプリの概要が掲載された資料の写し

（２）導入する電子回覧板アプリの初期設定費用が掲載された資料の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

２　各務原市自治会連合会長は、各務原市自治会活動デジタル化支援補助金申請書（様式第２号）に前項に規定する計画書を添えて、市長の指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条第２項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を各務原市自治会連合会長に通知するものとする。

（補助事業の実施報告）

第９条　各務原市自治会連合会長は、補助事業が完了したときは、各務原市自治会活動デジタル化支援補助金実施報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類

（２）導入した電子回覧板アプリのメニュー画面等の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

（宛先）各務原市自治会連合会長

自治会等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

各務原市自治会活動デジタル化支援補助金申請に伴う
自治会電子回覧板アプリ導入計画書

各務原市自治会活動デジタル化支援補助金交付要綱第７条の規定により、補助金を申請することに伴う、当自治会の電子回覧板アプリ導入計画書を提出します。

記

アプリの名称	
初期設定費用	
添付書類	（１） 導入する電子回覧板アプリの概要が掲載された資料の写し （２） 導入する電子回覧板アプリの初期設定費用が掲載された資料の写し

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

住　所
申請者　団体名
代表者氏名

各務原市自治会活動デジタル化支援補助金交付申請書

各務原市自治会活動デジタル化支援補助金交付要綱第７条第２項の規定により、電子回覧板アプリを導入する市内自治会等を支援するため、各務原市自治会活動デジタル化支援補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

補助申請金額	円

≪内訳≫

自治会等の名称	導入するアプリの名称	支出科目	収入科目	
		事業費	市補助金	自己資金
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合計金額		円	円	円

≪その他参考事項≫

□補助金交付決定通知書、補助金確定通知書等の補助金の交付に係る通知書への公印の押印の省略について承諾します。（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）

※□にチェック（☑）した場合のみ、押印を省略します。

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

住　所
申請者　団体名
代表者氏名

各務原市自治会活動デジタル化支援補助事業実施報告書

各務原市自治会活動デジタル化支援補助金交付要綱第９条の規定により、補助事業の実施の結果を報告します。

記

補　助　金　額	円

≪内訳≫

自治会等の名称	導入したアプリの名称	収入の部		支出の部
		市補助金	自己資金	事業費
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合計金額		円	円	円

≪添付資料≫

（１）領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類

（２）導入した電子回覧板アプリのメニュー画面等の写し